



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 11 月 13 日（木曜日） 第 663 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく施術者の指定……………（福祉保健課）1	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障がい福祉課）1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）…（ “ ）1	
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ）2	
○保安林の指定予定（3件）……………（自然環境課）2	

○保安林の指定予定の通知（9件）……………（自然環境課）2	
○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課）4	
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ）5	
○道路の占用を制限する区域の指定（2件）……（ “ ）5	

公 告

○土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（団体指導検査課）6	
○地図及び簿冊の認証（4件）……………（農村整備課）6	
○建築士免許の取消し……………（建築住宅課）6	

告 示

宮崎県告示第 745号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
松本 紘希 訪問マッサージハ ートナー延岡	東臼杵郡門川町東栄町 4丁目7-19	令和7年10月1日

宮崎県告示第 746号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510201983	就労継続支援B型 事業所なぎさの風 ラスパたかざき事 業所	都城市高崎町大牟 田1332番地8	NPO法人なぎさ の風	熊本県八代市袋町 1番45号いずみビ ル2階	令和7年11月1日	就労継続支援B 型

宮崎県告示第 748号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 11 月 13 日

により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
岩佐 一真	独立行政法 人国立病院 機構宮崎病 院	川南町	整形外科	令和7年11 月1日

宮崎県告示第 747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050636	グリーンハート新富	児湯郡新富町大字日置1644番地13	特定非営利活動法人ネットワーク福祉会	児湯郡川南町大字川南 14389番地31	令和7年11月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 749号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和7年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
トモ薬局あおき店	宮崎市	薬局	令和7年11月1日
はまゆう調剤薬局	宮崎市	薬局	令和7年11月4日
訪問看護ステーションにこケア	都城市	訪問看護	令和7年11月1日
訪問看護なちゅらる	宮崎市	訪問看護	令和7年11月1日

宮崎県告示第 750号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日向市大字平岩字南谷2717、2717－乙、2718から2720まで、2720－乙、2724－3、2724－14、2724－ハの2
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 751号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字荒田2355、2356－3、2365－3
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 752号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日向市大字平岩字馬ノコ子3923－3、字ヒキケ谷3975－3
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 753号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字波帰ノ内山1
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 754号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字銀鏡字登内 315－イ、329

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 755号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字児平 296－1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 756号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字宇戸谷 184－1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 757号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字小春 139－3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 758号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年 11 月 13 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字小山重

235－35

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 759号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方位杉尾6465、6466

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 760号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字大王鶴

16－4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 761号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字徳富10964－1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 762号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字相見	旧	10.3～ 59.3	285.6
			61番3地先から同郡同村同大字同字61番3地先まで	新	17.9～ 71.4	285.6

宮崎県告示第 763号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字野々 首1040番 1 30地先から 同郡同村同 大字同字10 40番 130地 先まで	旧	7.1～ 8.0	36.0
				新	7.5～ 17.0	36.0

宮崎県告示第 764号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	延岡市小野 町5972番 2 地先から同 市同町6290 番 3 地先ま で	旧	6.7～ 13.6	524.7
				新	11.7～ 20.0	524.7

宮崎県告示第 765号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米 良村大字越 野尾字相見 61番 3 地先 から同郡同 村同大字同 字61番 3 地 先まで	令和 7 年11月13日

宮崎県告示第 766号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字野々 首1040番 1 30地先から 同郡同村同 大字同字10 40番 130地 先まで	令和 7 年11月13日

宮崎県告示第 767号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字越野尾字相見61番 3 地先から同郡同村同大字同字61番 3 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年11月13日

宮崎県告示第 768号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年11月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 130地先から同郡同村同大字同字1040番 130地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年11月13日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）から令和 7 年10月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）から令和 7 年10月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

令和元年11月 1 日から令和 7 年 3 月13日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字内海の一部（内海 3）

4 認証年月日

令和 7 年11月 4 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

令和 3 年12月 1 日から令和 7 年 3 月13日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字内海の一部（小内海 1）

4 認証年月日

令和 7 年11月 4 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

えびの市

2 地籍調査を行った期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 2 月14日まで

3 地籍調査を行った地域

えびの市大字末永の一部（末永Ⅷ、Ⅷ－ 2）

4 認証年月日

令和 7 年11月 4 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 2 月17日まで

3 地籍調査を行った地域

延岡市北川町川内名の一部（下塚16）

4 認証年月日

令和 7 年11月 4 日

建築士法（昭和25年法律第 202号）第 9 条第 1 項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和 7 年11月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の取消しをした年月日

令和 7 年10月31日

2 免許の取消しを受けた建築士

(1) 氏名

茂田 由紀夫

(2) 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

(3) 登録番号

宮崎県知事登録第4453号

3 免許の取消しの理由

建築士法第 8 条の 2 の規定により、二級建築士が死亡した旨の届出があったため。